

佐世保市移住助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市への移住を促進し、活力あるまちづくりを推進するため、佐世保市に移住した者に対して、予算の範囲内において、佐世保市移住助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 長崎県外に1年以上居住し、佐世保市に転入した者をいう。ただし、転勤（会社等の佐世保市内への移転、規模拡大によるものやテレワーク従事者を除く。）や大学等への進学のために転入する者を除く。
- (2) 転入 佐世保市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入の届出をすることをいう。
- (3) テレワーク従事者 市外に本店等を有する企業等に就業（正規雇用に限る。以下同じ。）し、佐世保市内において在宅勤務、モバイルワーク、施設利用型テレワークにより勤務する者をいう。

(助成金)

第3条 助成金は、佐世保市へ移住する者に対して、その引越し等に係る経費の一部に対し交付するもの

(助成対象者)

第4条 助成金の助成対象者は、第1号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 要件

- イ 第2条第1号の規定による移住者であること。
- ロ 西九州させば広域都市圏サポーターに登録していること。
- ハ 世帯員に市町村税を滞納している者がいないこと。
- ニ 世帯員に、佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

ホ 転入後、やむを得ないと認められる場合を除き、その属する世帯が町内会に加入する意思を有していること。

ヘ 佐世保市への転入後、市内に5年以上定住する意思を有すること。

ト 職権による定住調査に同意していること。

チ 助成金と趣旨を同じくする他の公的な補助金等又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による支援金等を受けていないこと。

（助成金の額等）

第5条 助成金は、1人又は1世帯に1回限り交付するものとする。

2 助成金の額は、単身の場合3万円、複数人世帯の場合5万円を支給する。

（事前申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、転入日前3か月以内に、佐世保市移住助成金交付事前申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員が長崎県外に1年以上居住していることを証する書類

(2) 世帯全員が市町村税を滞納していないことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（資格選定通知）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、申請内容等の審査を行い、選定の結果を、佐世保市移住助成金交付申請資格選定（不選定）通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

（交付申請）

第8条 前条の規定による交付申請資格選定通知を受けた者（以下「資格選定者」という。）で、助成金の交付を受けようとする者は、佐世保市移住助成金交付申請書（様式第3号）により、佐世保市に転入後3か月以内に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 佐世保市へ転入後の世帯全員の住民票

(2) その他市長が必要と認める書類

2 資格選定者が前項に規定する時期に交付申請書を提出しないときは、当該選定は効力を失うものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、申請内容を審査のう

え、助成金の交付の可否について決定し、佐世保市移住助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第10条 前条の規定による交付決定を受けた者は、申し込み、若しくは申請した内容に変更があるとき又はこれを取下げようとするときは、あらかじめ佐世保市移住助成金変更（取下）申請書（様式第5号）に必要な書類を添付のうえ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更又は取下げの申請があったときは、その申請内容を審査し、佐世保市移住応援助成金変更（取下）決定通知書（様式第6号）により、変更申請をした者に通知するものとする。

（請求）

第11条 助成金の交付決定を受けた者は、佐世保市移住助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、助成金の請求を行うものとする。

（助成金の返還等）

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が助成金の申請に関し、偽りその他不正な行為があった場合は、全額返還させることができる。

（実績報告書の省略）

第13条 佐世保市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第11条の実績報告及び規則第12条の補助金額の確定手続は、規則第19条の規定により、省略するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に従前の〔佐世保市移住応援助成金交付要綱〕の規定により資格選定通知を受けている者かつ令和6年4月1日以降の日付で転入手続きを行った者の助成金の交付決定については、この要綱の例による。

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。